

当会の見解。提言・報告

ニクソン大統領のインフレ対策について	33
参院大阪地方区補選結果について	33
電力料金値上げ申請について	34
西独マルクの切上げについて	34
東京都議選の結果について	35
第四次公定歩合の引上げについて	35
北ベトナムとの国交樹立について	36
新しい企業のあり方とその実践をめざして	36
第31回西日本経済同友会大会 宣言	48
インフレ問題とその対策	49
石油緊急対策要項の発表について	53
本四架橋着工延期について	53
新アラブ外交政策の決定について	54
第3次田中内閣に望む	54
公定歩合引上げについて	55
49年度大蔵省予算原案について	55
49年代表幹事年頭所感	56
○「活力ある福祉社会の実現」と企業内福祉の充実策	57
定年をめぐる試案	62

ニクソン大統領のインフレ対策について

昭和48年6月14日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

最近の米国の物価、特に食料品価格の異常な高騰からみて、予想されたところではあるが、総合的な物価政策があわせ講じられないかぎり、これだけで、はたしてインフレがおさえられるであろうか。

一方、穀物等の輸出規制という事態がおこれば、国際的にも影響が大きいであろう。

アメリカでこのような非常事態がとられたことは、インフレが如何にこわいかが、実証されたことであるから、アメリカ以上の物価高騰にみまわれているわが国においても、単に金融政策にとどまらず、幅広い物価対策に勇断が求められる。

参院大阪地方区補選結果について

昭和48年6月18日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

今回の選挙の結果、共産党の勝利に終わったことは、府民が積極的に共産党を支持したというよりも現在の自民党政府に対する痛烈な批判、不満の表われであろう。

従って自民党は国民特に都市住民の切実な願いとなっている物価問題の解決を始め、土地、住宅、交通、公害問題等生活環境の改善や、税負担の公平化等に真剣に取り組まなければ、国民の信頼を回復することはむづかしいであろう。

電力料金値上げ申請について

昭和48年6月20日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

昭和29年以降値上げをしていないし、公害防止施設への投資増加によるコストアップなどを考えると、今回の値上げ申請はやむを得ないと思う。

しかし、この値上げの物価高騰への波及効果は大きいものと予想されるので、値上げの巾については更に一層検討してほしい。

なお、これを契機に電力確保と公害防止に一層の努力を要望するとともに、エネルギー節減がさげばれている折柄、需要者側でも電力の効率的利用に充分配慮する必要がある。

西独マルクの切上げについて

昭和48年6月30日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

今回のマルク切上げは、今春から始まったEC共同フロートを維持するための姿勢を示したものである。

我国にとっては、輸入の急増に伴う貿易収支の黒字幅縮少という現状から円の為替相場は安定の状態にあるだけに直ちに円が投機の対象になるとは考えられない。

もっとも、今回の事態は米国のドルの弱화에起因しているので、アメリカは自国経済の立て直しに努める一方、基軸通貨国としての責任を果す必要があるのではないか。

東京都議選の結果について

昭和48年7月9日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

本来、都民の生活問題で争うべき都議選が国政次元の問題に終始したなかで、苦戦を伝えられていた自民党が議席数の減少を最少限にいとめることが出来たのは、都民の間に自由主義に対する一種の危機感があったからであろう。

しかし、これで自民党が安心してしまつては大変である。今後とも国民に密着した政治をしてほしい。

一方、美濃部さんとしては、今回の選挙の結果を十分認識して都民の生活の安定と向上に一段の努力をしてほしい。

第四次公定歩合の引上げについて

昭和48年8月28日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

消費者物価、卸売物価の高騰がおさまらない現状では、今回の措置はやむを得ないと思う。

しかし、現在のインフレは総需要の拡大をはじめ供給不足等々、多くの要因がからんでおり、単に金融政策にたよるだけでは過去3回の引上げの例を待つまでもなく、インフレ抑制は達成できないのではないか。

今や、インフレ抑制は国民的課題であり、特に政府当局においては、長期的なビジョンに基づく総合的な物価対策を国民に提示し、勇断をもって実行しなければならない。

北ベトナムとの国交樹立について

昭和48年9月21日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

わが国と北ベトナムとの間に国交が樹立されたことはまことに慶ばしい。これがベトナム両国間の和平の一層の定着、さらにはアジアの平和と繁栄につながることを期待する。

長年にわたる戦争で極度に疲弊したベトナムの再建には世界各国の協力と援助が必要であり、特にわが国としてはアジアの発展なくしては、わが国の繁栄はありえないとの認識のもとに最大限の経済援助や技術協力を行なうとともに、文化交流なども積極的に推進して行く必要がある。

新しい企業のあり方とその実践をめざして

一告発の時代からルールづくりの時代へ一

昭和48年10月2日

社団法人 関西経済同友会

企業経営委員会

社会の一員としての自覚と実践（はじめに）

企業は本来の使命である経済活動に全力を傾注することにより、これまでのわが国の中心的課題であった経済成長と物的生活水準の向上に大きな役割を果たしてきた。

しかし、経済的豊かさが充足されるにともない、“福祉社会”についての意識は急激に多様化し、精神的満足をつくめた生活の質の向上への欲求が強まってきた。企業は経済発展に貢献することこそ本来の使命であるが社会の企業に対する要請を敏感に受けとめ、企業はあくまでも社会の一員であるとの自覚の上に立って、企業経営にとり組まなければならない。

ただ、現在の企業行動は必ずしも社会の新しい期待に充分こたえているとはいえない。社会との共存共栄のうえて少なからぬ摩擦を生じ、企業告発は相次いでいる。これに対し企業はひたすら受身の姿勢に甘んじて企業活動の社会的効果、あるいは企業の存在価値を広く訴える努力を怠っている。このまま

推移すれば企業不信はますます高まり、企業のもつ活力を圧殺する強い規制を生じ、豊かな社会を実現する基礎である自由経済体制すら危機に傾しかねない。

企業と社会とはもともと対立するものではなく、企業は社会を構成する一員であり、地域社会、消費者、従業員など企業をとりまく社会との協調なくしては存在しえない。企業自身が発展をはかるためには、流動的な社会の要請を的確に把握し、基本的使命である経済的責任を果たすとともに社会の発展、福祉の増進に貢献するいわゆる社会的責任をいまより以上に自覚し遂行しなければならない。

とくにいま企業に求められているのは、その社会的責任を倫理的に自覚するにとどまらず、企業みずからが実現可能な行動計画として社会に明確に提示し、直ちに実践することである。

このような反省と認識のうえに立ち、自由経済体制を基盤とした福祉社会の実現のための新しい企業行動のあり方について、次のように提言する。

（企業は、2008年）
企業の社会的責任の自覚と実践は国内だけでなく、国際的経済協力の場面でも重要な課題であるが、こゝでは国内における企業行動のあり方に問題をしばっての提言としたい。

1. 新しい企業行動のあり方

1) 社会に迷惑をかけない企業行動

企業の社会での存在価値はあくまで“供給責任”を果たすことにあるが、その活動の過程で社会に迷惑を及ぼすようなことがあれば、企業は社会的責任を果たしたことになる。企業は企業活動の結果生ずる社会へのマイナス効果は、企業自身の手によつて解消しなければならない。それはこれからの企業が社会の一員として存続を許される最低限の義務である。

現在の企業不信は、これまでの企業行動がややもすれば経済成長に重点をおきすぎ、その結果生じた環境破壊などの社会へのマイナスの影響に十分な考慮をはらわなかったことに基くものである。

もとより企業の基本的使命は、良質な商品とサービスを社会に円滑に供給することによって、より高い生活水準の実現と社会福祉の増進に寄与することにある。企業がこの“供給責任”を軽視したり怠るようなことがあれば、企業の存在価値もまた失われることは自明のことである。

しかしながら、いま社会が企業に求めている社会的責任は、企業活動そのものが社会に迷惑をかけないことである。したがって企業は、本来の使命である供給責任の遂行に一層努力すると同時に

公害防止、資源の有効活用、ひろく国民経済的見地から商品の社会性の再検討を行う“商品アセスメント”など、当面解決を迫られている問題に全力を投入し、企業活動の結果もたらされる社会へのマイナス効果を企業自身の手によって解決しなければならない。

2) 福祉社会の実現に不可欠な企業の利潤追求

自由経済体制下での公正な競争と企業の利潤追求の姿勢なくして、企業の活力の発揮は期待できず、企業の社会への貢献の可能性もまた消滅する。

企業の存続発展と豊かな福祉社会を実現するために、企業は社会的責任費用を自主的に負担したうえで利潤の確保に努力すべきである。

直接企業に原因する公害の防止、地域社会との共存共栄、従業員の福祉向上などの社会的責任費用は、企業の経済的活動に必要な費用と同じように、法的規制などによって強制されるまでもなく企業が自主的に負担すべきものである。これらの費用は企業が一たん得た利益を余裕があれば社会に還元するといった性質のものではなく、企業の利潤を制約する当然の負担費用と考えなければならない。

また一方、企業が社会の要請にこたえつゝ永続し発展をはかるためには、企業は研究開発、雇傭機会の創造など将来の見通しの不確実な活動へも絶えず積極的に指向する必要がある、企業の利潤はその起動力あるいは源泉として不可欠なものである。企業の社会的責任とは公共の利益と企業の利益の調和を図ることであり、企業の利潤追求が社会的責任費用を負担したうで行なわれるかぎり、社会の要請と決して対立するものではなく、むしろ軌を一にするものである。したがって企業経営者は、社会的責任費用を正当に負担したうえに、さらに利潤の確保に努力しなければならない使命と宿命を負うものである。

これからの自由企業体制下での競争とは、このような費用の正当な負担のうえでの利潤の追求を前提に行なわれるものであり、企業経営者は公正な競争条件下での企業の利潤追求こそが企業の存続発展と福祉社会の実現を両立させうるものであることを確信して行動するとともに、この考え方について社会からの正しい理解を得るよう不断の努力を続けるべきである。

3) 必要な他の社会集団との協力

社会の当面するすべての問題が企業の努力だけで解決できるものではない。社会に強い影響力をもつ社会集団とも協力しながら、企業はその社会的責任を果たさなければならない。

企業の社会的責任は、企業の自主的な努力だけで解決できるものではないことを、企業経営者は認識しておかなければならない。

企業の社会的責任とは、前述のように本来の経済活動の一層の充実をはかるとともに、その結果もたらされる社会へのマイナスの影響を自らの手で未然に防止することにあるが、社会の当面する問題は複雑で多様化しており、個々の企業だけでは社会が要求する責任を十分に果たせないことは明白である。企業は政府、地方自治体、学界、産業界および消費者はじめ地域社会を代表する団体とマスコミをもふくめた社会への影響力の大きい他の社会集団と一層緊密な協力関係をたもちながら、当面する問題の解決に努力しなければならない。たとえば、物価・インフレ問題、環境保全と産業とのバランスを両立させる環境規制基準、あるいは一般廃棄物の処理などについては、国の行政に影響されるところが大きく、政府の速かな政策の樹立を望むとともに、企業は他の社会集団とも手をたずさえて、ともに改善の道を歩むことが必要である。

また、公害防止についても国民的総力の結集が必要である。環境保全は、もちろん個々の企業の努力によるところが最も大きい、環境規制基準を実現するための国、自治体の責任の明確化、国民の協力、公害防止技術の早期開発などとあいまって、はじめて可能となるものである。公害防止技術の開発についても、すでに個々の企業が意欲的に取り組み成果をあげつつあるが、今後予想される複合的な因果関係をもつ公害発生に対処するには、企業と政府または学会などとの共同研究による推進が効率的であろう。この種の問題解決のためには、企業が主体性をもって他の社会集団との協力関係を確立しなければならない。

4) 社会との意思疎通による相互理解の促進

企業は社会の現在および将来のニーズを的確に把握して、企業行動に迅速に反映すると同時に、社会から企業活動について正しい理解と協力を得るために、社会との意欲的な意思疎通を行なうべきである。

社会との局地的摩擦を未然に防止するためには、企業がそれを取りまく社会と日常的な意志疎通を行ない社会のニーズを的確に把握して自らその行動を規制することと、また逆に、企業の考え方や活動の実態について社会から正しい理解を得るための努力が必要である。

企業が短期的利益を追求するあまりの反社会的行為は、当然、社会からの非難の対象とされるべきであるが、最近ともすれば企業活動が局地的利害対立として告発という形で非難されるケースが多い。

告発は企業の反社会的行為の歯止めとして、有効に働いたことも事実であるが、一部においては

問題を一面的・感情的に導き、ともすると企業と社会との間の不信感を増幅する結果にもなっている。少なくとも企業が告発に受身で対処し続けるのみでは、企業と社会との望ましい調和は生れない。このような相次ぐ告発による企業不信ムードをふきはらうとともに、企業への正しい理解を得るためにも、企業はいままでの企業をとりまく社会に対する閉鎖的な姿勢をあらため、日常的な意思疎通への意欲的な行動により、社会との相互理解、相互信頼を回復しなければならない。

企業と企業をとりまく社会は、けっして対立するものではなく、共存共栄できるものと確信すべきである。

2. 社会的責任遂行の具体的方策

以上のような企業行動の理念のうえに立ち、企業の社会的責任遂行を促進する具体的方策について説明し、その実践をめざしたい。

1) 企業の総合評価制度の確立

企業が社会からの正しい理解を得るためには、企業の経済活動とともに社会的貢献をふくめた企業の総合的活動について、第三者である社会からも評価のできる新しいルールづくりと、その国民的合意の醸成に企業みずからが努力しなければならない。

企業が社会的責任費用を正当に負担したうえでの利潤追求により、福祉社会の実現をはかるといふ理念を実践に結びつけるためには、企業の総合的な活動について客観的に評価できる制度、または仕組みが必要である。

現在の利潤を中心とした企業の経済活動面についての表示、評価のための制度は確立され定着しているが、個々の企業の利潤はどれだけの社会的責任費用を負担したうえのものであるのか、またそれによりどれだけ社会福祉に貢献したのかという、企業の社会への貢献度を具体的に表示する手法とシステムは未開発である。

企業活動の総合評価のためには、企業の負担した社会的責任費用と、その成果を体系的に明らかにし、企業の経営者はもとより、第三者である社会からも正当な評価ができるシステムを企業みずからが開発し確立しなければならない。これによって企業経営者は自らの企業を福祉経営に導くための自己管理を行うことができるし、ひいては公正な競争条件の設定と社会の要請にこたえるよう企業全体のレベル・アップをはかることも期待できる。

そのための一試案として、“社会貢献度判定図”による企業の総合評価手法について参考資料に詳述した。企業は現在の企業会計制度が長年の研鑽の結果確立されたことを十分に認識し、試行錯

誤的ではあってもこれらの手法を卒先して採用し、その成果を社会へ積極的に公表し、企業活動の総合的評価のための新しいルールづくりと国民的合意の醸成にいまから行動を開始すべきである。

2) 企業の社会活動促進機構の設立

企業の総合評価制度の確立と普及のために、また、企業の反社会的行為を企業みずからの手で未然にチェックするために、民間企業の出資により全国的規模の「企業の社会活動促進機構」を経済界内部に設立することがきわめて有効である。

企業総合評価制度は個々の企業が自主的に自己評価を行ない企業活動に反映させることが本来の目的であるが、同時にそのための統一的な手法の開発、社会の新しいルールの確立は、個々の企業の努力にたよるよりは全企業レベルで行なうほうがはるかに効果的であるし、また国民的合意をえた制度として定着しやすい。

また、企業の社会的責任遂行を単に経営者の倫理の問題にとどめず積極的に推進し、企業の反社会的行為を未然にチェックし、さらに個々の企業だけでなく、経済界あげて社会との意志疎通をはかる“場”となりうるような組織を経済界内部に育成すべきである。これにより企業と社会との関係は告発をまず改善され、現状よりはるかに大きな相互理解と協調を確保できるはずである。

これらの目的のために、民間企業の出資による全国的規模の「企業の社会活動促進機構」(仮称)を設立することを提唱したい。

(機構の概略については参考資料で説明)

3) 社会との対話を促す“窓口”の設置

対話の積み重ねによる意志疎通、相互理解を通じてこそ企業と社会との共存共栄は期待できる。そのためには、企業が社会と日常活動としての対話を促進できる恒久的経営組織を企業内に設置することが効果的である。

企業と社会との対話は、ことが起こってから始まるのではその実効は期待できない。社会が企業に何を期待しているかを明確に知り、また逆に経営理念、企業活動の実態について社会からの正しい理解を得るための対話こそが、企業と社会との好ましい協力関係を生みだすものである。このような真の対話は、日ごろの社会との友好関係を維持するために日常対話の積み重ねがあってはじめて可能である。

企業は意欲的に社会との対話の“場”の設置につとめなければならない。その意味で、日常活動

として社会との交流を維持し、社会からの情報が企業の最高経営層にスムーズに伝わり、迅速に政策決定に反映するためには、恒久的経営組織を企業内に設置することが効果的である。すでにこの種の組織化はかなりの数の企業ですゝめられつゝあるが、組織の設置の一層の促進とこれの有効活用努力すべきである。

4) 公害防止技術の開発と公開の促進

企業経営者は、公害防止技術の開発に最大の努力を傾注することにより環境問題の解決は可能であることを確信しなければならない。また、公害防止技術は公共の利益のための技術として、特許法の弾力的な運用をはかりその公開と普及を促進すべきである。

公害問題は社会から解決を迫られている緊急の課題である。企業経営者は、公害防止技術の開発に最大の努力を結集することによって無公害化社会の実現が可能であることを確信し、社会に迷惑をかけない経営姿勢の第一歩としてこの課題に真剣にとり組まなければならない。公害をもたらした原因はあくまでも過去の技術開発の方向、重点のおき方の誤りにあり、生産技術と公害防止技術のバランスのとれた開発を通じて避けることが可能である。また公共の利益重視の立場から、公害防止のためのすぐれた新技術は直ちに公開し、広く速かな実用化をはかることが必要である。

現実には、特許制度により実施権の譲渡は開発者の意思にまかせられ公共の利益につながる技術といえどもその普及・実用化は促進されていない。特許制度は個々の企業の技術開発意欲をたかめるための欠かせない制度ではあるが、反面、開発技術の普及をうながすうえのひとつの障碍ともなりうる。

そこで個々の企業の開発意欲を損うことなくこの障碍を排除するためには、公害防止技術を「公共の利益のための技術」として開発・普及を強力に推進する必要がある。現在死文化している特許法の「公共の利益のための通常実施権の設定の裁定」（第93条）の精神を生かし、国の環境規制基準をまもるために必須の特定の公害防止技術は公共の利益のためにひろくこの条文の適用を認めその公開と普及を促進すべきである。

注：特許法第93条

1. 特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
2. 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、通商産業大臣の裁定を請求することができる。

参 考 資 料

1) 企業の総合評価制度確立のための試案

－ 社会貢献度判定図の概要 －

(1) 公私の利益の調和を判定

企業の社会的責任とは、「企業の利益と公共の利益を調和させること」であり、企業が総合的な活動としてその調和をはかっているかどうかを判定するためには、企業の経済的活動面とともに、社会的活動面についても計数的に把握し、的確に評価し得る手法を導入する必要がある。その試案のひとつが参考図に示した“社会貢献度判定図”である。

企業の利潤を中心とした経済活動判定のための財務的指標の評価制度は、幾多の研究の成果により、ほぼ確立されたものと思われる。しかし、それだけでは不十分であり、社会的責任の遂行を含めた企業活動についての総合的な評価でなければ、社会からの期待にこたえている企業かどうかの判定はできない。

問題は企業の総合的活動についての評価制度が確立されていないこと、とくに、社会的活動面についての評価手法が確立されていないことにある。

社会活動面の評価は一般に「社会監査」と呼ばれ、その方法論については、すでにアメリカで二・三の注目すべき試みが行なわれている。たとえば、「会社の資産・負債などを社会的価値で評価した社会的貸借対照表」と「会社が与えた当年度の社会的利益と社会的損失の損益計算書」を作成する意欲的なものも見られるが、その手法は現状ではまだアイデアの域をでていない。

(2) 総合的な企業活動の評価

また、アメリカでの試みは経済的責任とは別個に社会的活動をそれだけで評価しようとするものであるが、企業の社会的責任は本来の企業活動を通じて果たすものであり、経済活動を離れた社会活動だけの評価では片手落ちである。経済活動も社会活動も一体とした総合的な企業活動についての評価システムの開発が必要であり、参考図はそのための試案である。

企業は参考図に示された円形グラフを用いて、自社の経済的責任遂行度合と社会的責任遂行度合のバランスを一目瞭然に判定することができる。

(3) 社会的責任費用の把握

この試案は、企業の利潤が社会的責任費用をどれだけ負担したうえで確保されたものであるかを

判定し、企業の社会的責任遂行度合を評価しようとするものである。もちろん、社会的責任費用の大きい方がそれだけ大きな社会的責任を果たしたと単純にはいゝ切れないが、個々の企業が「社会的責任費用は、利潤確保の前の当然の負担費用」という理念を実践にうつすために、自社がどれだけの社会的責任費用を負担しているかをチェックすることは、欠かすことのできない自己管理のためのステップである。

いうまでもなく、社会的責任遂行の判定は、負担した費用よりは自社の企業活動が社会福祉にどれだけ貢献したかという“成果”の判定こそが重要である。だが、これの社会の評価に耐えうる計量化の方法の確立されていない現段階では、実行可能な方法、つまり、社会的責任費用の計量化とその成果について、若干の説明を加えた資料をそれぞれの企業が公表することにより、企業活動について、社会からの正しい理解を得ようとする努力こそが肝要である。

試案はひとつの考え方を示したものにすぎず、手法の開発と改善はむしろ今後の課題である。制度の定着化をはかるのは容易なことではなく、長い年月をかけて企業みずからが、試行錯誤を通じて努力する以外に方法はないことを覚悟すべきである。

● 社会貢献度判定図の活用

(1) 政策決定のための時系列的自己管理に

企業は参考図に示された円形グラフを用いて、自社の経済的責任遂行度合と社会的責任遂行度合のバランスを判定することができる。中心より右側を伝統的な経済的責任項目とし、左側を社会的責任項目とし、グラフ目盛の中央に基準年度の実績が位置するように目盛を定め、その基準線より外側に企業としての好ましい目標数字が表示されるような目盛をつける。こうして一定期間ごとの計数がグラフ上に表示されると、次に同期の計数を同種（または同色）の線で結び合せる。グラフが完成すると、経営者は自社の経営実績が、経済的責任と同時に社会的責任についてもバランスのとれた成長を行なったかを判然と見ることができ、自社の政策決定の判断資料として生かすことができる。

この「社会貢献度判定図」は、判定項目を一般的製造業を例に示してあるが、比較的競争条件の近い業界単位別に判定項目を定める必要があろう。また目盛についても、模範的な水準にある企業が同心円に近づく形で成長する姿となるよう工夫されなければならない。

(2) 全体のレベル・アップと公正な競争条件をつくりだすために

このグラフは、同業他社との比較において、より一層利用価値が高い。社会的責任遂行について業界毎にその目標を定め、その成果を競うことにより全体のレベル・アップと公正な競争条件が生

れるからである。

「企業の社会活動促進機構」が設立されれば、各企業のデータを集め、同業目標値を算出し、各企業にフィード・バックし、企業は円形グラフの中心線に業界目標をセットすれば、自社の位置づけを同業他社との比較において明瞭に把握することが可能である。

2) 企業の社会活動促進機構の概要

この機構は民間企業の出資により設立し、①企業の総合評価制度の確立とその国民的合意を得るための普及活動 ②社会の要請を先取りして主として公害防止について企業と社会との摩擦を未然に防止するための活動を行なうことを目的とする。

本来企業の社会的責任は個々の企業が自らの責任において自主的に果たすべきものである。企業の総合評価制度にもとづく自己評価、社会の要請を先取りしての企業行動の自己規制などは個々の企業が当然なすべきことではあるが、それぞれの企業の努力をより効果的に結実させるために、経済界内部に全国的規模の「社会活動促進機構」を設立することを提唱したい。

(設立の趣旨は本文参照) 以下はこの機構が目的とする2つの活動の意義とその運営の概略である。

(1) 企業の総合評価制度の確立と普及活動

●新しいルールづくりのために

企業が社会から正しい評価を受けるためには、時代に適応した新しいルールを作ることが急がれているにもかかわらず、何が社会的責任費用であるかについての企業間での合意すら得られていないのが現状である。

公正な競争条件のもとでの自由な企業活動という自由経済体制の維持のためには、競争条件に近い業界単位で新しいルールについての企業間の合意はもちろんのこと、第三者からの評価に耐える企業の総合活動判定のための統一的手法と、制度についての国民的合意とが必要である。これは個々の企業の努力によるよりは全企業あげてとり組むほうが効果的である。

●活動と運営の概要(機構図参照)

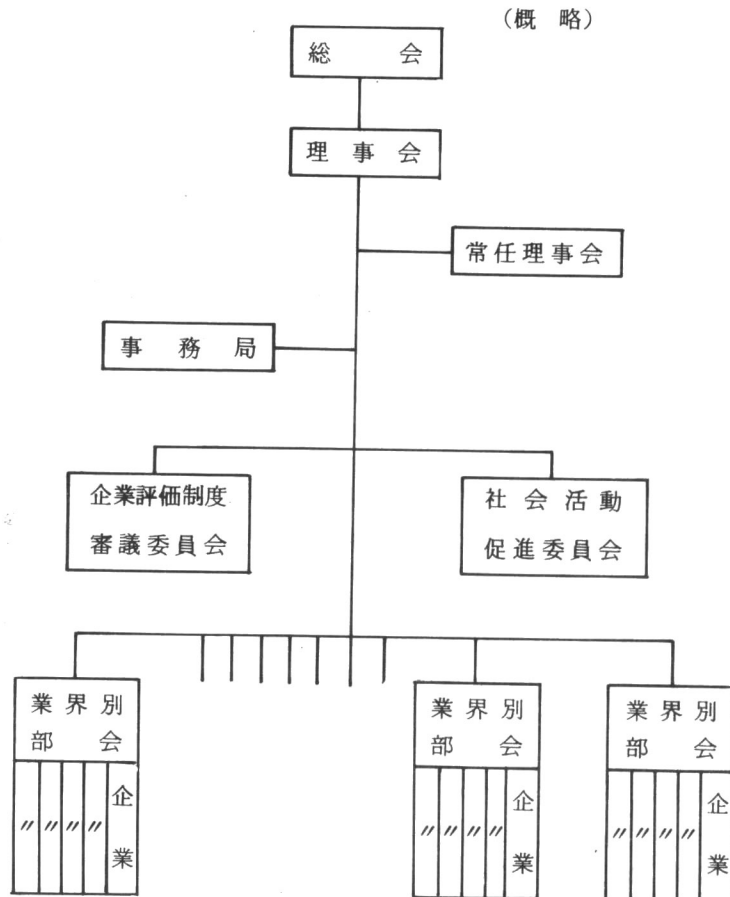
- ① 比較的競争条件に近い業界単位で、企業の総合評価制度についての評価方法とルールの作成、業界目標の設定と資料のフィード・バックを行なう。
- ② 「企業評価制度審議委員会」を設け、そのメンバーには企業代表のほかに、目的にふさわしい学識経験者を常任委員として委嘱し、企業の新しい総合評価制度についての手法・制度の開発と業界別評価方法、ルールについての公正な立場での審議を行ない、常任理事会及び理事会に答審



する。

- ④ 常任理事会及び理事会は企業メンバーで構成し、委員会の答審を尊重のうえ、企業総合評価制度を採択し、その普及のための活動方針をさだめ実施の推進を行なう。

企業の社会活動促進機構



(2) 企業と社会との摩擦の未然の防止

●多様な社会ニーズに対応するための活動

企業活動のもたらす社会へのマイナス効果のうち、解決を迫られている最大のものは公害の防止である。しかも環境基準は地域によっても異なり、また時代とともに変化していくものでもあり、現在公害とされていないものも将来公害と目される可能性もあり得る。

企業は社会の要請を先取りし、その行動を予め自己規制するのでなければこれに対応できない。そのためには企業間の情報交換、相互督励を行なう“場”をつくることが有効である。また公害問題は、とかく個々の企業対住民という局地的な利害対立の問題としてとりあげられがちであるが、これを第三者的公正な立場で調整する機関は存在しない。このような機関が設置され対話をベースとした調整を行なうことができれば、企業と社会の関係は告発をまたずに改善されるはずである。

●活動と運営の概要（機構図参照）

- ① 企業メンバーと学識経験者を常任委員とする「社会活動促進委員会」を設け、企業または“社会”からもちこまれた、主として環境保全をめぐるトラブルに関する当事者間の対話の促進と調整にあたる。問題に応じてさらに学識経験者を追加委嘱し、必要があれば一般代表をも加え、第三者的公正な立場での調整案を常任理事会の承認を得たうえで当事者に示し、その解決を促進する。
- ② 委員会は社会の要請を先取りするために、企業間の情報交換、相互督励の場を設置し、さらに学会、関連業界とも協力して不断の調査活動を行ない、必要があれば企業に助言し、社会活動の促進をはかる。
- ③ 委員会はとりあえず、東京・大阪の2ヶ所に設置し、逐次地方支部を設け、その機能の充実をはかる。
- ④ この委員会は、将来は完全な第三者的活動が行えるような機関に育成・発展させることを目的とする。

第31回西日本経済同友会大会 宣言

昭和48年10月19日

- 一、企業の本来的な使命は、良質な財貨・サービスを社会に円滑に供給することによつて、より高い生活水準の実現と、社会福祉の増進に寄与することにある。われわれは、今後とも、この使命に自信と誇りをもつて企業活動を行ない、正当な利潤の確保に努める。
- 二、企業活動のもたらす社会へのマイナス効果は、われわれが自らこれを解消し、社会に不当な迷惑をかけない。われわれは正直者が馬鹿をみない社会の実現を期す。
- 三、われわれは、企業の社会的責任を具体的に遂行するために、本大会で討議した企業の社会活動促進に関する諸方策の実現を推進する。

以上第31回西日本経済同友会大会の名において宣言する。

インフレ問題とその対策

昭和48年11月8日

社団法人 関西経済同友会
経済政策委員会

現下の日本経済は異常なまでに激しいインフレの脅威に直面している。従来から比較的安定していた卸売物価は、昨年来急騰をつづけており、消費者物価も今春以来急上昇に転じて、共に朝鮮動乱時以降の最高の上昇率を記録している。

このように激しいインフレの発生は従来、戦争、内乱、飢饉などの異常事態に随伴するものと考えられていた。ところが今回は、長期にわたって平和と繁栄を持続している時代の下において、かかる異常な物価騰貴に遭遇したのであって、ここに問題の特異さと複雑さが見られるのである。

I 物価上昇の原因について

最近の日本経済は従来には見られなかったインフレ体質に陥っているものと考えられる。

世界的にみて長期に及ぶ完全雇用政策の実施が一方において所得の著しい向上と経済社会の豊かな繁栄を生み出したことは、勿論特筆されるべきことであるが、他方において慢性的インフレ体質を醸成してきたことは先進国に共通の現象であった。

また、わが国経済は最近に至って、国際収支面からの経済成長の制約条件が解消したことを背景に、景気の行き過ぎを抑制する政策的歯止めが弱体化したこと、他方、労働力不足がいよいよ激化してきたこと、それに加えて、公害問題等により企業の社会的費用が増大してきたこと、またそれに基づく立地難や世界的な資源不足からさまざまな供給隘路が発生してきたこと、さらには、こうした環境の下で、一般に売手市場化が進み、寡占的価格が形成され易くなりつつあることなどから昭和40年代前半に比べてインフレ体質が非常に強まりつつあった。

以上のような状況下にあって、次に述べるような諸要因が相次いで発生したところに今回のインフレ激化の背景があったものと思われる。

1. 海外要因

昨年来世界主要国の景況は奇しくも一致して上昇局面を迎え、今年の世界景気は稀にみる好況下にある。かかる世界景気のシンクロナイズ現象は、各国のインフレ体質を相互に増幅させる働きを持つと共に、昨年の局地的異常天候その他による主要一次産品の供給不足、世界的過剰流動性の存

在などがこれに加わって、世界的なインフレ現象を生み出すに至っている。わが国もこの渦中において、為替レートの再度の切上げにも拘らず輸入物資の異常な値上りや旺盛な輸出需要に見舞われ海外からの強いインフレ圧力を受けている。

2. 国内要因

第1に昨年後半以来国内総需要が予想以上に急ピッチで拡大したことである。しかもこの過程において政府固定資本形成や住宅投資のウェイトが高まり、個人消費支出の内容も変わるなど、所謂需要構造のシフトが急激に進んで、幾多の部門に供給隘路を生じるに至っており、経済の拡大過程のなかで供給ネックを克服するという従来の手法は通用しがたくなりつつある。

第2に、以上のような内外のインフレ要因を顕在化し激化させるに至った原因として、ここ1～2年来採られてきた諸政策が適切さを欠き、タイミングを誤ったことが指摘される。例えば、昨年春以降の金融超緩和政策に見られた過剰流動性についての認識の誤り、主要商品について昨年末まで継続された供給カルテルの解除のおくれ、昨秋の補正予算や本年度の予算編成にみられた積極財政の行き過ぎ、土地投機の盛行、さらには円切り上げ回避への固執に基づく金融政策の空転など、いずれも一昨年末の円切上げによる不況圧力を過大視すると共に、日本経済に浸透しつつあったインフレ体質を軽視するに至った見通しの誤りに基づいている。この点、官民ともに深い反省に立って今後誤りなきを期するべきである。

II インフレの進行と弊害

このままインフレが進行し、一般のインフレマインドが定着するようになると以下のような諸弊害がさらに強まってくる。

1. 経済的弱者に風当たりが強まる

インフレの進行は母子家庭、老令もしくは不具者など、恵まれざる階層に大きな犠牲を強いることとなる。

2. 所得、富の分配の不平等

土地所有者と非所有者、給料生活者と金利、年金生活者、債務者と債権者・預金者、値上げのできる業種と然ざるもの、などの間で所得や富の分配が著しく不平等になる。

以上の一と二を通じて、恵まれざる階層の社会的不満が高まり、社会的緊張の激化を招くことになろう。

3. 貯蓄、内部留保の減価

インフレは個人、企業各部門の貯蓄や内部留保の減価を招くと共に、生活態度や経営姿勢の健全性を損う危険性をもっている。これらは将来に大きな禍根を残すものである。

また、インフレの進行は、正常な市場機能と資源の適正利用を阻害し、経済社会の効率的発展を妨げるものである。その結果、自由経済組織に大きな脅威を与える恐れがある。

Ⅲ 望まれるインフレ対策

以上のように、現下のインフレはわが国が志向する健全な福祉国家建設を根底から覆えすものである。したがってインフレ対策は目下の急務であり、官民ともにこの克服に最大限の努力を傾注すべきである。

1. 総需要抑制策の効果的運用

金融政策は数次に亘って強化され、最近に至って、漸くその効果をあらわしつつあるが、未だ所期の成果をあげるに至っていない。とくに現在のような高物価の下では金利政策の効果は大きく減殺されているので、このような情勢においては、金融引締め政策は、通貨供給量の圧縮に主眼をおき、量的コントロールを効果的に行うべきである。もっとも、金融政策に偏した総需要抑制策は、金融面で激しい摩擦を生じ、倒産の激増など不測の事態を招きかねないので、他政策との調和的併用が必要である。

財政面ではすでに公共事業支出の来年度繰延べ措置が採られたが、今後の推移によっては、さらに追加削減の措置をとるべきである。その際、国民生活に関係のうすい分野でかつ民間供給力の不足している財を多用する分野での削減に重点をおくべきことは云うまでもない。

2. 為替、貿易政策の活用

海外インフレの遮断のためにフロート制を有効に活用する必要がある。また国内供給力の不足する分野については、農林物資を含めて輸入をさらに活発化することが望まれる。

3. インフレ被害に対する救済

インフレによって不当に不利益を被る社会階層に対しては、積極的な救済措置を行う必要がある。物価スライドによる社会保障費や年金の増額は、早急に検討、実施すべきである。

4. 所得及び価格政策の検討

現在の需要インフレが、近い将来において欧米型のコストプッシュインフレに転化する懸念は極めて大きい。そして来年の春斗がそのヤマ場となる可能性が強い。賃金のみならず物価、配当、利子、賃貸料を含んだ所得及び価格政策の検討を官民、労資を含んだ場で開始すべきである。

5. 節度ある政策運営の国際的提唱

海外インフレに対しては、同時に、各国の政策運営に節度を求めることが必要である。主要国のインフレ体質、世界インフレの波及効果を勘案すると、独りわが国のみの対策には限界がある。殊に、世界的フロート体制下においては、自由度の増した政策運営が放縦に走る懸念があり、インフレ防遏を主眼とする政策を節度を以て運営するよう、国際的に呼びかける必要がある。

6. 長 期 政 策

わが国のインフレ体質に鑑み、対策は長期的視点からも行う必要がある。

その第一点は、今後に予想される労働力、資源、立地などの供給制約条件を組み込んだ供給能力の増強計画を立て直すと共に、供給能力アップに見合った資源を公共及び民間両部門の需要シフトに対応して官民へ如何に配分するかを、具体的に練り直す必要がある。この視点から経済社会基本計画を早急に見直すべきである。

第二点は、今後の安定成長のために、財政の景気調整機能を本格的に発揮させる制度を確立することである。財政の機動的運用を図り、景気変動に対する政策ラグを短縮するためには、単年度予算主義の例外を認めて、国債、税制など歳入面に機動性を導入するほか、歳出面においても、たとえば公共事業の一定割合を調整的事業とし、その執行は行政府の裁量に委ねる方向に進むべきである。

第三点は、日本経済が追求すべき二大目標に適合した経済成長路線の修正である。われわれが現在求めている経済目標は内にあっては、インフレを伴わない国民福祉の充実向上であり、外にあっては国際協調下における世界の共存的繁栄である。これら二大目標を達成するに際して従来の高度成長路線をそのまま延長することが大きな問題に逢着することは、最近のインフレ問題や対外問題の尖鋭化を見ても明らかである。とくに日本経済の体質変化に徴して、今後は内外諸条件からみて供給能力の可能な拡張限度内において経済成長を進めていく慎重な配慮が望まれる。

石油緊急対策要項の発表について

昭和48年11月16日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

1. ほとんどすべてのエネルギー資源を海外市場に仰いでいる我国としては、今回の措置はむしろ遅すぎたとさえる。
2. 事態はまことに深刻である。政府は、今回の措置の実施にあたっては、全国民が等しく納得できるよう十分説明し、正直者が馬鹿を見ないように適切な行政指導、税制面の配慮を行うとともに、この非常事態を短期間に収束できるよう、外交活動に全力を挙げ、石油を始め、諸資源の確保に努力してもらいたい。
3. 一方、産業界としては、石油規制からくるモノ不足に乗じて、火事場泥棒的な暴利の追求は、結局自由企業体制の否定に繋がることを反省して、不当な値上げは絶対行わず、本来の社会的使命の一層の遂行につとめるべきである。
4. 今回の措置を契機にして、過度に石油に依存している社会経済体制から脱皮する意味において、太陽エネルギーなど、エネルギー源の多角的な開発に、早急に取り組むべきである。

本四架橋着工延期について

昭和48年11月20日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

石油危機を契機として、一層の総需要抑制が叫ばれている今日、本四架橋のような大規模プロジェクトを着工することは、物資不足に拍車をかけ、インフレをさらに高進させることは必至である。

今回、本四架橋の着工延期が決定されたことは、好ましいことである。

さらに、これに限らず当面各種大型公共投資について繰り延べ、削減といった思いきった措置を講じ政府の物価抑制、資源対策についての強い決意のほどを示すべきである。

新アラブ外交政策の決定について

昭和48年11月22日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

今回の新アラブ外交政策についての決定は、石油危機の現状、アラブ諸国の対日要求を考えれば、むしろ遅きに失した感がある。

今後、政府は多角的な自主外交を推し進め、特に中東政策については、日本への石油供給を確保することだけを考えるのではなく、まず相互理解を深めることに格段の努力をすると共に、さらに中東の平和建設に助力するという基本姿勢のもとに、経済協力をはじめとして、長期的観点で真剣に取り組むべきである。

なお、今回の政策転換によっても、石油の供給削減の早期解消がむづかしい状況にあるので我々は、政府の石油緊急対策に積極的に協力すべきである。

第3次田中内閣に望む

昭和48年11月25日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

今回の組閣には、未曾有の難局を挙党一致で乗り切ろうとする姿勢がうかがえる。

現在、国民の政治に対する不信が極めて大きいので今こそ、新内閣は、過去の惰性にとらわれることなく強力なリーダーシップのもとに正直者が馬鹿をみない政治を行ない、信頼感を回復することが何よりも重要である。

特に当面する石油危機を打開するために、その確保に全力を挙げる一方、石油不足による経済の混乱社会の動揺を最小限にとどめるよう思い切った政策を打出すとともに、省エネルギー産業構造への転換

を推進していただきたい。

また石油危機によって加速化が必至となったインフレの高進を防止するため、列島改造に象徴される高度成長政策の転換をはじめ、来年度予算の縮小など財政、金融両面からの思い切った措置を講じてほしい。

更に、今回の中東政策にみられるような場当たり外交ではなく、長期的な展望に立った主体的な外交を確立することを望む。

公定歩合引上げについて

昭和48年12月21日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

異常な物価高に鑑み、今回の措置は当然と云えよう。

国民生活に必要な物資の安定供給と価格の適正化のために、政府は今回の措置にとどまらず、公共投資の削減、公共料金の凍結など、あらゆる手段を講じて、政治不信の払拭に努めるべきである。

49年度 大蔵省予算原案について

昭和48年12月22日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

一般会計、財政投融资計画とも、インフレ抑制を強く打ち出し、とくに波及効果の大きい公共事業費を大巾に削減したことは、一応評価できる。

しかし、高騰の著しい地価の抑制について具体的な政策がみられないのは残念であり、早急に全国的な地価凍結といった思い切った政策を打ち出すべきだ。

又、所得税の減税は好ましいが、消費需要を拡大刺激しないように、効果的な財形貯蓄政策を併せ講じる必要がある。

49年代表幹事年頭所感

昭和49年1月

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 樋 詰 誠 明

代表幹事 松 下 正 治

現下の憂慮すべき事態の解決には、まず国民の信頼感に裏付けられた政府の強力なリーダーシップが必要である。

一方、われわれもまた対処を誤れば自由経済体制が否定されかねないとの覚悟のもとに真剣に対応策を追求し、実践しなければならない。

1. 日本の新しい進路の追求

今回の石油危機を契機に、われわれは、資源に乏しいわが国において、物質的豊かさの追求に偏した資源多消費型経済がいかにもろいものであるかを思い知らされた。

われわれは、今後、日本の誇りうる財産である国民の英知と勤勉を更に発揮してわが国の実力にふさわしい進路を探究し真の豊かさを実現しなければならない。

2. 企業の進むべき道

当面の緊急非常事態を乗り切るために、自由な経済活動にある程度の規制が加えられることはやむを得ない。

しかし、統制が統制を呼ぶような事態を避けるためには、あくまでも、自由主義経済の原則を尊重し、自らの活動を自主的に抑制しなければならない。

われわれは正直者がバカを見ない社会を実現するため思い切つて発想を転換し、今まで以上に創意工夫をこらして「良質な財貨とサービスの供給達成という企業本来の使命」の完遂に取組みたい。

この難局にあたり、われわれは今こそ年来の「公私両立」の理念を実践することによつて、新年を混迷のなかから新しい日本の進路を見い出し、禍を転じて福とする年にしたい。

以 上

「活力ある福祉社会の実現」と 企業内福祉の充実策

昭和49年4月2日

社団法人 関西経済同友会
労働問題委員会

I はじめに

- (1) 石油を中心とする資源問題の急速な表面化という外圧とともに政治や経済に対する国民のぬぐい難い不信感という内圧のもとでわが国の自由主義経済体制は今やその存否を問われようとしている。
- (2) 明治維新を「封建体制の克服」という、わが国近代化の第一の夜明けとするならば、第二次大戦の敗北は「平和国家への脱皮」という第二の夜明けであり、そしてわれわれは今や第三の大きな曲り角に立っている。

混迷せる今日の事態を打開し、自由主義経済体制へ国民の共感と参加を得て、文字どおりわが国近代化の第三の夜明けとするためには、われわれが企業経営の理念と方向を思い切って「活力ある福祉社会の実現」に向けることにあると確信する。

- (3) 今日我々が求めている福祉社会とは、単に自然的動物としての生命を維持するための「生理的レベル」や社会的動物としての人間にふさわしい社会生活を享受できるような「社会的レベル」はもとより真の生き甲斐を感じ得る「精神的レベル」の欲求をも満しうる社会であるが、そのためにはインフレーションや失業による雇用不安のないこと、公害など自然環境の破壊に十分な対策が講じられていることなどが必須の条件である。元来、企業の社会的責任は良質な財貨とサービスの提供によって国民生活の健全な発展充実に資することであるが、同時にその活動は上記の条件の確保にマイナスに作用してはならないことは云うまでもない。

我々は昨今の社会の厳しい企業批判に卒直に耳を貸すとともに、これら外部不経済の克服をも企業経営の行動の基準の1つとしなければならない。

- (4) 以上のような基本認識のもとに、われわれは「活力ある福祉社会の実現」を目指して、主として企業内部の労働問題としての「企業内福祉の充実策」について研究を進めてきた。

ここに、若干の見解を明らかにして、口頭禅としてではなく、経営者の実践と連帯した行動のコンセンサスを得る一助としたい。

Ⅱ 企業内福祉の国家施策との有機的連携

- (1) 福祉社会の実現は、国民共通の渴望である。とりわけ「生理的レベル」や「社会的レベル」の福祉は、一人一人が国民として均しい程度に受益するのが理想であって本来国家施策の範疇でその実現が図らるべきである。

わが国では、国家による福祉施策がきわめて立ち遅れた状況にあったため企業はやむなく、戦後一貫して社会保障を代替してきたといえる。このような歴史的事情が企業内福祉について後述するような理念の定立のあいまいさとその体系の複雑化を生み、企業間格差や二重投資の無駄を助長し結果として福祉に対する国民の受益度のアンバランスと社会的レベルの福祉の停滞を招いたことは否めない。

- (2) わが国も近時、国家プロジェクトとして、新経済社会基本計画のもと『活力ある福祉社会の実現』に向って大きく転換を図ろうとしている。とくに、雇用労働者の資産形成面での著しい不利性を克服するため勤労者財産形成制度が検討され、また老令化社会に向って年金の充実や雇用保険制度の新設が具体化されようとしている。

われわれが、既成の意識に立っていつまでも個別企業の枠内で企業内福祉に止まることはむしろ大きな誤謬さをおかすことになりかねないので、この際国家施策との有機的連けいを図つて、真の福祉の充実に一段と努めなければならない。

Ⅲ 企業内福祉の社会的調和による効果的運営

- (1) 賃金や労働時間などの労働条件の社会的平準化が進む反面、近時、福祉施策の企業間格差が拡大する傾向にあることが注目される。

また、企業のもつ体育館や保養施設は、かつては企業魅力として地域住民の垂涎の的であったが今日その開放を求める声が高まってきたことにも卒直に耳をかたむけなければならない。

- (2) こうした事態をもたらした要因は、これまでの企業内福祉施策がモノ指向に流れ、一般に企業エゴに基いた企業PRのための手段とみなされたことにあるといえよう。

- (3) 便宜的に手段化したモノ中心の福祉施策が企業内福祉の理念にも基本的に悖ることは云うまでもない。

われわれは、「省資源、節約経済」への転換を迫られつつある現状を、高度成長を背景としたこれまでの企業内福祉のあり方に根本的に反省を加える天与の機会と受けとめ、福祉施策のそれぞれについて、社会的な視野から合目的な総点検を行なう必要がある。

- (4) すなわち、企業内にあっては、会社、健康保険組合、共済会さらには労働組合が福祉について果

す役割をそれぞれ適正に分担して施策の効率的な一元化を期し、また、企業間にあっても福祉施設の共同開発や相互利用を積極的に進め、さらに地域住民へも開放するなど企業内福祉の社会的調和による効果的運営に向って取り組まなければならない。

Ⅳ 労働条件管理の福祉視点に立った再構築

- (1) 経済の高度成長を背景とした近年の顕著な賃金上昇や労働時間の短縮、休日の増加、さらには着実な定年延長や再雇用の普及など一連の労働条件の向上は、従業員の生活を欧米先進国に比肩するほどに豊かにしたといえる。それは、自由主義経済体制を基盤とした今日までの旺盛な企業活動が国民の文化生活の向上に大きく寄与したことを示す証左として十分に誇りうるものである。

しかし、こうした一連の労働条件の向上がはたして働く人々に「精神的レベル」の福祉を実現したかは、にわかには断定しがたい。

- (2) この点に関しては、産業別または職業別労働組合を背景とし、労働条件にとどまらず福祉施策さえが個別企業を超えて社会化されており福祉国家の模範視されている北欧諸国においてすらノイローゼなどの精神疾患や月曜日無断欠勤の多発など、近代成熟社会としての《福祉と活力のアンバランス》といった矛盾をかかえている状態に注目しなければなるまい。
- (3) さいきんの労働条件の決定方式をみると、社会的な相場に左右されて形式的に平準化する傾向が強い。従業員の質や構成、労働の態様や性格など企業の個別要因や実態を無視し、それと乖離した労働条件の名目的な向上は、賃金における職務や責任とのアンバランス、中高年層の相対的劣位、余暇対策のないままのレジャーの増大、適切な職務や処遇の用意されないままの定年延長などの現象を呈し、かえって新しい矛盾を表面化させつつある。
- (4) 我々は「活力ある福祉社会の実現」に寄与する真の労働条件の向上のために、上記のような各種の矛盾を克服するような効果的な管理手法や実質的な対策を個別企業の特性に応じて策定することによって従業員に安心と満足を与えなければならない。

Ⅴ 企業内福祉施策の総合的体系化 ―モノ指向からの脱皮と生涯福祉の追求―

- (1) ヨーロッパ先進国における福祉社会建設の道程は、われわれに多大の示唆と教訓を与える。とりわけ、物的福祉の先進国としての彼らが今日、「福祉と活力」というディレンマの解決に深刻な苦悩を示している事実を他山の石としなければならない。
- (2) わが国の企業内福祉施策は、敗戦直後の生活物資あっせん活動を契機とし、社会保障の企業代替を宿命として発展するとともに経営者の家父長意識に基く恩恵的措置としての取組みが強かったといえる。このため、現物給付としてのモノ指向の色合いが濃厚であるとともに総花的、積み上げの

であり、場当りのといった印象さえ与える。さらに、個々の施策を計数的に把握したり、その効果を測定するといった客観的指標化に欠けるうらみがある。

とくに、近時企業の福祉施策が、逼迫する若年労働力を確保するための企業PRの手段とされる傾向に伴ってこの特徴は一層著しくなりつつあるように思われる。

- (3) モノ指向と“痒いところへ手の届く”といった総花的な福祉施策は、従業員や労働組合の自己責任や自律性の確立を阻害し、福祉に対する安易な態度を助長するとともに、客観的指標化の欠如は経営者の自己満足による空転さえ招きかねない。

われわれは、次のような方向に向って思い切った改善を加える必要があろう。

(1) モノ指向を克服し、「精神的レベル」の福祉の実現を第一義とする

疾病の予防、医療といった「生理的レベル」や住宅、環境、福祉施設といった「社会的レベル」の福祉は、本来その多くを国家施策に負うべきであろう。しかし、自己実現、安定感、社会的連帯ないし友愛といった「精神的レベル」の福祉は、従業員が人生の大半を、しかも、もっとも活気に溢れた時間帯を過す企業の場合においてこそ、主として実現されるべきものといえよう。われわれはモノ指向の福祉を反省し、社会や企業に対する参画意識の醸成、小集団による肌理細やかな人間関係、労働における人間疎外の克服等の手立てを通じて「精神的レベル」の福祉の実現を企業内福祉の第一義的な課題としなければならない。

(2) 生涯福祉の視点から現在の福祉諸施策を必要度や優先度に基づき整理統合するとともに、労働条件や国家施策とも有機的に連携させて総合的に体系化する。

国民の平均余命の著しい伸長や、人口構成の急ピッチな老令化傾向をむかえつつある状態のなかで人間の真の幸福は、何よりも生涯にわたる生活の安定と心の充実によって確保されることを考えると、今後の企業内福祉の原点は、「生涯福祉」といった視点に求められなければならない。昨今の福祉施策が若年労働者対策に傾斜しすぎている実態をみるととくにその必要性が痛感される。

余暇対策、持家助成、老後を含む健康管理などの福祉施策を初任給水準、昇進・昇給管理、定年制・退職金や年金などの労働条件、さらには、企業内教育などと関係づけ、しかも国家施策とも有機的に連携させて、「生涯福祉」の視点に立ち、従業員のライフサイクルに応じた一連の施策とするといった総合的な体系化がもっとも肝要であろう。

さらに、われわれは「企業は、優秀な人材を吸収し、春秋に富む間だけ雇用し、老年や廃疾になればかえりみない。」といった厳しい社会批判のあることに目をふさいではなるまい。

国家による福祉施策が十分に確立されていない現状に鑑みると終身雇用という美点をもつわが国の企業が定年退職者やその遺家族のために特別の福祉施策を用意するといったことが特に必要ではなかろうか。

(3) 福祉施策の客観的指標化を図り、その効果的な推進を期する

ヨーロッパ先進国では、企業の福祉指標を作成し、それを広く公開するといった動きが、具体化されつつあると聞く。われわれは社会的な要請をまつのではなく、むしろ進んで企業内福祉について実施施策の計数的把握とモラル・サーベイによる満足度の量的測定といった手法に基く「客観的指標」を作成し、その効果ある推進を期するとともに従業員や労働組合の福祉への自覚と主体的参画の動機づけとなし、さらに、企業内福祉の社会的調和への指針ともしなければならない。

Ⅵ む す び

われわれは、今や「活力ある福祉社会の実現」に果す企業の役割を正しく認識し、国家施策に委ねるべきものと企業内福祉が真に充実させるべきものとを峻別するとともに、前者については、国家施策への積極的な転換を図り、後者については国家施策との有機的な連携によってその効果的な推進を期するとともに、新しい福祉の追求に努めなければならない。

企業内福祉の国家施策への転換は、とくに福祉先進企業にあっては従業員の生活に逆行現象を起し企業内に摩擦をもたらすことが予想される。しかし、われわれは、経営者が一時的な摩擦をおそれず真の社会的責任に立脚し、従業員や労働組合の理解と協力を求めつつ新しい次元に立って全体として調和と均衡のある国民福祉の充実を目指して勇気ある連帯した行動をとるよう強く期待するものである。

定年をめぐる試案

昭和49年4月2日

社団法人 関西経済同友会

国民福祉委員会

1. はじめに

福祉社会実現の具体的アプローチとして、現在、取残されがちな高年令者の問題に目を向けた。しかし、高年令者の問題は、高年令者のみを取り出して理解しようとすることは誤りであるといえる。問題の発生する源は、高年令者が若かった時代からの社会的要因の蓄積の結果であり、また、社会との関わり合い、あるいはその社会を構成する全ての世代の人々との接触の中で生まれたものだからである。したがって、そこにみられる問題は多種多様となるため、全ての問題を対象とすることは、不可能でもあるし、また、各分野での専門的考察がずっと発表されている現在、我々としては、企業が直接的に関連する分野、特に定年を中心にした高年令勤労者の問題に対象をしばって検討を進めることにした。

この報告の内容は、現時点で企業が具体的に実施できる方策を示そうとしたものではなく、企業が高年令勤労者問題にとりくむにあたっての将来の方向を模索したものである。具体的なケースにあてはめれば、解決、対処の難かしい問題がいろいろ出てくるであろうが、問題意識を育てるための一つのたたき台として見ていただければ幸いである。

2. 定年延長要請の背景

近年、高年令者問題解決の一つの方向として、定年の延長が大きな関心を呼ぶようになったが、その背景は、つぎのように考えられている。

- 1) 日本人の平均寿命が70才を越えるにいたり、55才定年はいかにも低すぎるという認識が一般化しつつある。
- 2) 高等教育の普及が目覚ましく、55才定年時には、まだまだ子供が経済的に独立するまでには至らず、経済的負担から解放されない人が多い。しかもこの経済状態は、過去の物価上昇の中で蓄積ができなかったために、定年後の生活に一層の不安を与えている。
- 3) 核家族化が進展し、子供の親に対する扶養意識の変化から、高年令者も自活能力を要求されるようになると同時に、高年令層自体の意識も、できれば老後も子供の世話になりたくないという方向に変わりつつある。また、特に日本では、生甲斐としての労働の重要性の認識も高まり、働ける限